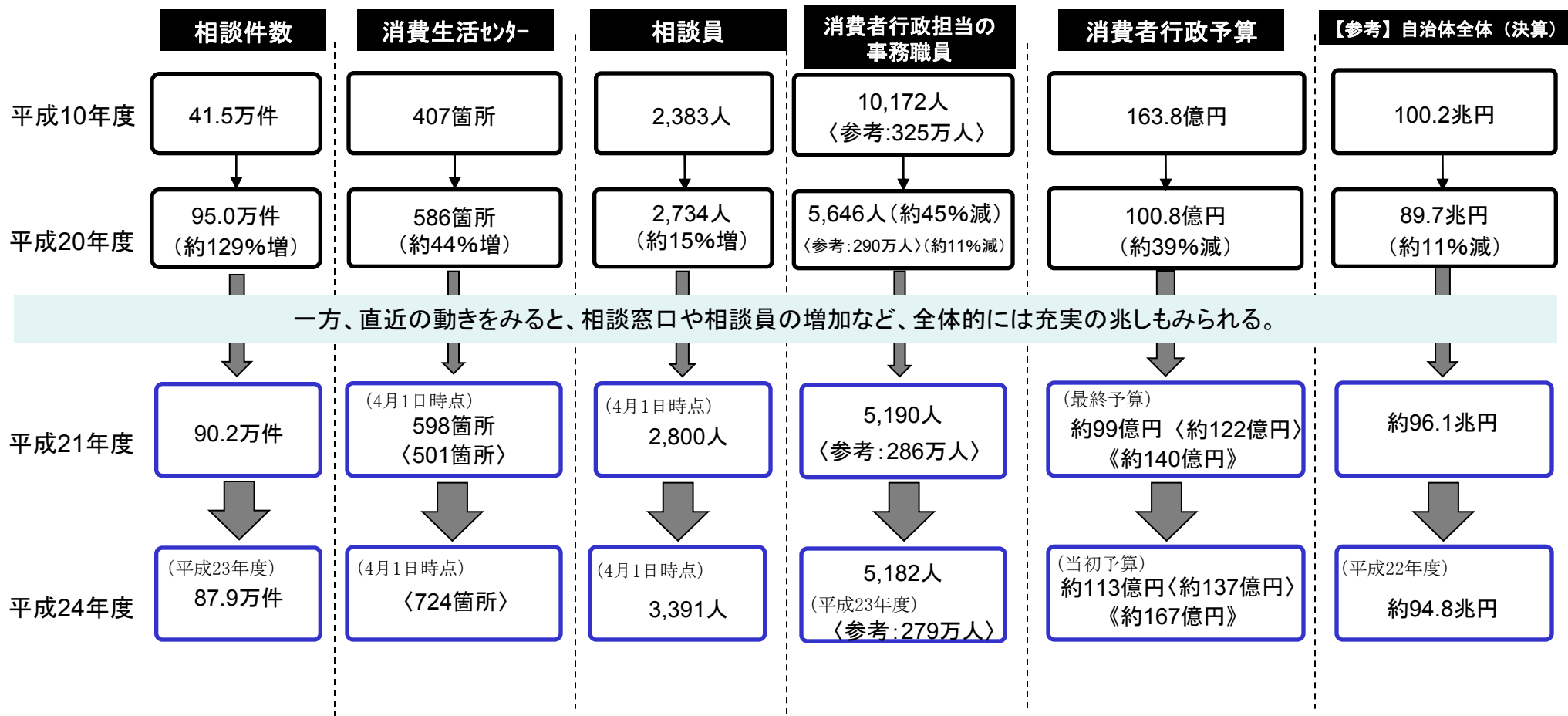


地方消費者行政の充実・強化について

平成25年3月28日 地方協力課

推進体制・予算の推移

- 消費者庁設立までの10年間で相談件数は2倍以上増加した一方で、消費生活センターや相談員数など体制整備は十分に追いついてこなかった。
- 加えて、地方自治体の消費者行政予算は大幅な減少を示してきた。これを、地方自治体全体の予算と比較しても、減少幅は大きく、厳しい予算削減の動きの中、相対的に消費者行政に「しわよせ」されていることが伺える。



(注) 週4日以上開設しているセンター数。

〈 〉内の数値は、消費者安全法上の基準（週4日以上開所、相談員配置等）を満たすセンター数。

(注) 消費者行政本課及び

消費生活センターに配属されている職員数。

〈 34 〉内の数値は、自治体全体の職員数。

(注) 消費者行政本課及び消費生活センターにおける予算。

〈 〉内の数値は、消費者行政本課及び消費生活センター以外の部署における消費者行政予算を含めた予算。

《 》内の数値は、基金を合計した予算。

地方消費者行政の現状

○ 「現況調査」、「事業計画」、ヒアリングを基に、「基金」の活用状況等を整理。

消費者行政予算

	(合計)	(基金)	(自主財源)
○21年度	164億円	43億円	122億円
○22年度	194億円	69億円	125億円
○23年度	207億円	70億円	137億円
○24年度※	194億円	57億円	137億円

※24年度のみ当初予算

【消費者行政予算のない市町村数】

⇒24年度当初予算:130市町村(全市町村に対する割合:7.5%)
(21年度最終予算:223市町村(" :12.9%))

メニュー別「地方消費者行政活性化基金」活用状況 (21から23年(※)までの累計)

○消費生活センター・相談窓口設置	22.1%
○消費生活相談員養成、研修開催・参加支援	10.5%
○相談員配置・増員等	14.7%
○相談窓口高度化	1.9%
○消費者教育・啓発	37.1%
○商品テスト強化	3.5%
○地方苦情処理委員会活性化	0.0%
○食品表示・安全機能強化	2.6%
○オリジナル事業	7.5%

※平成23年度は事業計画ベースの見込額

消費生活センター設置:3年間で223か所増加

- 21年: 501か所
- 22年: 611か所 (+110か所)
- 23年: 684か所 (+73か所)
- 24年: 724か所 (+40か所)

※各年4月1日

相談窓口設置市町村:3年間で228増加(センター含む)

- 21年: 1,375自治体
- 22年: 1,490自治体 (+115自治体)
- 23年: 1,580自治体 (+90自治体)
- 24年: 1,603自治体 (+23自治体)

【相談窓口の未設置状況】

24年 119市町村 (未設置率: 6.9%) 15.5ポイント減
←21年 396市町村 (未設置率: 22.4%)

【市町村(政令市含む)における相談窓口の人口カバー状況】

24年 99.0% (4.0ポイント増) ←21年 95.0%

※各年4月1日

※広域連合、一部事務組合または広域的連携により相談窓口(消費生活センター含む)を設置した管内自治体については、設置自治体として整理。

相談員の増員:3年間で591名増員

- 21年: 2,800名(2,140名(76.4%))
- 22年: 3,146名(2,328名(74.0%))
- 23年: 3,321名(2,490名(75.0%))
- 24年: 3,391名(2,569名(75.8%))

※各年4月1日

※括弧内は資格保有者数と割合

相談員の処遇改善:3年間でのべ343自治体で報酬引上げ

- 21年4月2日~22年4月1日: 102自治体 (10都道府県、92市町村)
- 22年4月2日~23年4月1日: 130自治体 (11都道府県、119市町村)
- 23年4月2日~24年4月1日: 111自治体 (5都道府県、106市町村)